

公衆浴場法施行細則の改正内容について

【浴槽内の湯又は水】

令和2年1月31日まで

項目	基準
濁度	5度以下
過マンガン酸カリウム消費量	25m g /L以下
大腸菌群	1mL中 1 個以下
レジオネラ属菌	100mL中10CFU未満



【浴槽内の湯又は水】

令和2年2月1日から

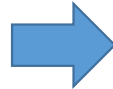
項目	基準
濁度	5度以下
全有機炭素の量 又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素の量 8m g /L以下 ※
	過マンガン酸カリウム消費量 25m g /L以下 ※
大腸菌群	1mL中 1 個以下
レジオネラ属菌	100mL中10CFU未満

※全有機炭素量又は過マンガン酸カリウム消費量のいずれか。

【浴槽水以外の湯又は水】

令和2年1月31日まで

項目	基準
色度	5度以下
濁度	2度以下
水素イオン濃度	5.8以上、8.6以下
過マンガン酸カリウム消費量	10m g /L以下
大腸菌群	50mL中に不検出
レジオネラ属菌	100mL中10CFU未満



【浴槽水以外の湯又は水】

令和2年2月1日から

項目	基準
色度	5度以下
濁度	2度以下
水素イオン濃度	5.8以上、8.6以下
全有機炭素の量 又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素の量 3m g /L以下 ※
	過マンガン酸カリウム消費量 10m g /L以下 ※
大腸菌	100mL中に不検出
レジオネラ属菌	100mL中10CFU未満

※全有機炭素量又は過マンガン酸カリウム消費量のいずれか。